

岩手県立病院気仙保健医療圏宅配運送業務仕様書（チャーター便）

1 対象業務

気仙保健医療圏の岩手県立病院等（以下「気仙圏域県立病院等」という。）間におけるチャーター便（検体、書類、滅菌物等の運搬）業務とする。

【配送ルート】

岩手県立大船渡病院⇒岩手県立高田病院⇒岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センター⇒岩手県立大船渡病院

2 年間見込件数

1,458 件

3 集荷について

(1) 集荷場所

気仙圏域県立病院等

岩手県立大船渡病院（岩手県大船渡市大船渡町字山馬越 10 番地 1）

岩手県立高田病院（岩手県陸前高田市高田町字太田 512 番地 2）

岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センター（岩手県気仙郡住田町世田米字大崎 22 番地 1）

(2) 集荷日

週休日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日。

15:00 から 17:00 までに各集荷場所へ集荷に赴くこと。

また、上記以外に事前に要求があった場合は、週休日及び国民の祝日に規定する休日であっても上記集荷場所へ赴くこと。

(3) その他

集荷時、控え伝票に配送サイズを記載すること。

4 配達について

(1) 配達日

可能な限り当日配達とするが、不測の事態により当日配達出来なかったものについては翌日中など早期の配達に努めること。

(2) 問い合わせ

病院から荷物の輸送状況について問い合わせがあった場合は、速やかに追跡調査し報告すること。

5 出荷伝票

各気仙圏域県立病院名を記載した伝票を提供すること。

6 対価の請求

毎月末締め切り、岩手県立大船渡病院長あてに請求すること。なお請求書には、全体の合計額のほか当該月に配送した数量を記載した明細書を添付すること。

7 その他

関係法令等及び受託者が定める運送約款を遵守し業務を実施すること。